

特例社団法人（社団法人獣医師会）が新制度移行に  
当たり準備・確認・検討すべき事項

1 新制度移行の取り組み体制など

(1) 新公益法人制度（新制度）の理解

ア 新制度の枠組みと新制度移行に向けての取り組みについて、次の事項について会員、役職員における理解の醸成を図りたいこと。

(ア) 新制度の目的、移行のスケジュール

(イ) 特例社団法人（獣医師会）の立場

(ウ) 公益認定の効果と責務、獣医師会の当面の対応など

イ 前記アの理解の醸成及び次の(2)の検討に当たっては、「新公益法人制度検討の要点（日本獣医師会）」及び「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（日本獣医師会）」を活用願いたいこと。

「新公益法人制度検討の要点（日本獣医師会）」

「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（日本獣医師会）」

(2) 新制度移行に向けての検討の場の設置

役職員、会計・経理専門家等による検討の場を設け①現状の組織、会計・経理、事業運営、税制など点検・確認と②移行に向けての環境整備及び③申請に向けての対応などを協議・検討願いたいこと。

(3) 主務官庁の指導の下での移行の手続の推進

ア 現状、特例民法法人については、主務官庁の監督・指導の実施が求められている。従って、主務官庁（都道府県の獣医師会指導・監督当局）の指導の下で移行手続きを進められたいこと。

イ また、移行認定又は移行認可の審査に当たっては、認定・許可に当たる行政庁は、必要に応じ、①旧主務官庁の監督上の命令への違反の有無、②公益目的支出計画が適正で確実に実施されているかの確認などについて旧主務官庁の意見を聴くとされている。

## 2 新制度移行（移行の認定・移行の認可）に向けての対応の骨子

移行に向けての手続きの検討に当たっては、前記1の（1）のイに示した資料（「新公益法人制度検討の要点」など）を活用願いたい、点検・整備の順序及び検討事項の骨子を次により整理したので留意願いたい。

### （1）移行に向けての点検・整備の共通事項

#### ア 法人の経理的基礎と技術的能力の確認

（ア）移行の申請時に、①債務超過にあること等により経理的基礎を有しないとされた法人や公益目的事業（又は実施事業等）を行うのに必要な技術的能力のないとされた法人は、②公益目的事業（又は実施事業）を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないと判断されてしまうことから、③法人の現状を点検し、要すれば整備に向けての検討を行う。

（イ）前記（ア）に関連して、法人の本部と支部（部会、協議会などを含む。）との間の組織、会計経理、事業執行体制の在り方（本部と支部の一体性の確保）についても点検の上、要すれば整備に向けての検討を行う。

（ウ）本部と支部の形式上及び実態面での一体性の確保は、①獣医師会の組織としての結束を確保する上で、また、②事務・事業運営を担うべき立場にある獣医師会としての機能を確保する上でも重要なポイントとなる。

#### イ 公益法人会計基準（平成20年の新・新基準）対応への取り組み

法人の会計・経理について、移行の認定・移行の認可の申請（公益認定基準のクリアー又は公益目的支出計画の策定）の如何を問わず、原則、新・新基準による計算書類の作成が求められる。

#### ウ 法人の機関設計の準備

移行の認定・移行の認可の申請のいずれを選択するかを問わず、最低限一般法人法に基づく機関設計が求められるが、先ずは、一般法人法及び公益認定法の両法に適合する定款変更案（総則、会員、社員総会、役員及び理事会、財産及び会計、定款変更、合併及び解散、事務局、情報公開、補則など）の検討と準備を行う。

### （2）公益社団法人移行認定申請（公益認定要件の適合）に向けての点検・整備

#### ア 収支相償の確認

（ア）現行の事業を公益目的事業と収益事業等に大括で先ず分類する。

（イ）公益目的事業は、更にその事業の業態や性質に即して事業単位ごとに区分した上で事業単位を構成する個別の事業内識別に分類した上で、個別の事業のそれぞれが「公益認定等ガイドラインにおいて示された公益目的事業のチェックポイント」に適合するかを確認する。

(ウ) 収支相償判定の第一段階では、公益目的事業の各事業単位で収入と費用を比較する。

(エ) 収支相償判定の第二段階では、公益目的事業全体の収入と費用を比較する。収益事業等を行っているときは、収益事業等の利益から少なくとも50%を公益目的事業財産に繰り入れることとされているので、繰入額を収入に含めた上で、収支相償の判定を行う。

(オ) 収支相償を満たしていない場合は、移行申請までに①公益目的事業の運営見直し、②会計上の事業分類の見直し、③収益や費用を会計上のどの事業に配賦するか等の見直しを行う。併行して特定費用準備資金として積み立てることの是非を検討する。

#### イ 公益目的事業比率の確認

(ア) 現行の事業を公益目的事業と収益事業等に大括で先ず分類し、次に事業の費用について公益実施費用額（公益目的事業会計）と収益等実施費用額（収益事業等会計）を算出する。

(イ) 事業費以外の費用を管理運営費用額（法人会計）として算出する。

(ウ) 公益実施費用額、収益等実施費用額、管理運営費用額から公益目的事業比率の判定を行う。

(エ) 公益目的事業比率を満たしていない場合は、移行申請までに①公益目的事業の運営見直し、②会計上の事業分類の見直し、③収益や費用を会計上のどの事業に配賦するかの等の見直しを行う。

#### ウ 遊休財産額保有制限の確認

(ア) 財産目録上の財産を用途の定まっている財産（控除対象財産）と用途の定まっていない財産（遊休財産）に分類する。

(イ) 遊休財産を算出し、1年分の公益目的事業費相当額を超えていないか判定する。

(ウ) 遊休財産額の保有制限基準を満たしていない場合は、申請までに遊休財産の処分などを行う。

#### エ 理事及び監事の対応の確認

(ア) 移行に伴い、特例社団法人の理事・監事はそのまま公益社団法人の理事・監事へのスライドが可能。移行に際し選任する理事・監事は、定款変更案の附則に氏名を記載する手法がとれる。

(イ) 公益社団法人の理事・監事は、同族支配、他団体支配が制限されることに留意する。

オ その他の主な確認事項

(ア) 他の団体の株式、社員権、信託受益権などの過半を保有していないこと。

(イ) 理事・監事が脱税などの違法行為で処罰を受けていないこと。

(ウ) 特例社団法人が税の滞納処分を受けた場合、3年を経過していること。

(3) 一般社団法人移行認可申請（公益目的支出計画の策定）に向けての点検・整備

(注)：公益目的支出計画とは

特例社団法人について、①その法人格を継続させたまま一般社団法人に移行させた上で、②移行時点の純資産額（移行時点で清算すると仮定した場合の残余財産相当額と見なされるもの）を基礎として算出した額（公益目的財産額）を、③移行後において移行した法人の実施事業として計画的に公益の目的に支出させることで、④移行法人の残余財産が類似の公益目的に支出されるのと同様の効果を得ようとするもの。

ア 公益目的支出計画の検討・準備

(ア) 公益目的財産額の確認

貸借対照表の純資産額を基礎とし、土地、有価証券などの資産がある場合は、時価評価した上で、時価評価後の公益目的財産額の概算を確認する。

(イ) 公益目的支出計画の検討

a 実施事業等の確認

(a) 公益目的支出計画においては、その対象事業として実施事業等を定めることとなるが、実施事業等は、①認定法に定める公益目的事業（公益目的事業とするためには、事業単位を構成する個別の事業ごとに、「公益認定等ガイドラインにおいて示された公益目的事業のチェックポイント」に適合するかを確認する。）②主務官庁が公益事業として認めた従来からの継続事業、③公益団体への寄付からなる。

(b) 一方、公益目的支出計画に記載する事業は、法人の任意とされている。従って、継続事業で利益のでている事業は実施事業としないこともできる。

(c) ただし、実施事業等を行うのに当たっては、公益認定法において公益認定基準として定めるのと同様に実施事業等が、①特別の利益を与えるものでないこと、②実施事業を行うのに法人が必要な許認可を得ていること。③実施事業を行うのに当たり法人が必要な技術的能力を有していることが条件とされている。

b 公益目的支出計画の適正性の確認

- (a) 公益目的支出計画の確実な実施が見込まれる旨が求められる。そのため申請時には法人の事業計画書、公益目的支出計画実施機関における法人の収支見込み等の提出が必要となる。
- (b) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定等の計算は、整備法の規定に則し行われていることが求められる。公益目的支出計画を作成するためには、時価評価すべき財産を時価評価して公益目的財産額を算出し、現在法人が行っている事業を、前記(イ)のaに示した実施事業等とその他の事業に分類した上で、「実施事業等会計」、「その他会計」、「法人会計」に区分する必要がある。  
なお、実施事業等のうち、継続事業の赤字だけでは公益目的支出計画が長期に及ぶ場合は、新たに「公益目的事業」を開始したり、「特定寄付」を行い、「実施事業等会計」の赤字を増やすことが可能とされている。
- (c) 公益目的支出計画には実施事業等ごとに、事業の内容、収益、費用等を記載する必要がある。
- (d) 公益目的支出計画に記載する実施事業等については、支出の総額が収入の総額を上回ることが必要（いわゆる赤字事業を行うこととなる。）  
なお、複数の実施事業を記載する場合は、計画全体の支出総額が収入総額を上回ればよいとされている。

イ 非営利性一般社団法人の要件の確認

一般社団法人の認可申請に当たり、当該法人を非営利性一般社団法人として位置づけるためには、次の要件の適合について確認しておく必要がある。

- (ア) 定款で剰余金の分配を行わない旨を定めること。
- (イ) 定款に解散時の残余財産の公益的団体への帰属する旨を定めること。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の定款の定め違反した行為を行っていないこと。
- (エ) 理事の同族支配がないこと。